

広島市旅館業許可事務及び指導要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、旅館業法（昭和23年法律第138号）（以下「法」という。）における営業の許可に関する事務を円滑かつ適正に行うために、営業許可までの手続きその他必要な事項を定めるとともに、旅館業の健全な発達を図り、もって公衆衛生及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は定めるところによる。

「民泊」とは、住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊させる施設をいう。

(指導権限)

第3条 旅館業の事前審査及び許可に係る事務は、広島市保健所環境衛生課（以下「環境衛生課」という。）で行うこととし、この要綱に基づく指導は、広島市衛生事務委任規則に基づき旅館業の許可権限を有する保健所長の職務権限により環境衛生課が行うものとする。

第二章 指導

(営業の種別)

第4条 法第2条第2項及び第3項に規定する営業の種別について、営もうとする施設が、1室の宿泊者を2名以上の単一団体に限定する営業形態（単一団体の宿泊予約を受付けた時点で宿泊者の募集を打ち切り、その客室を単一団体に貸し切りで使用させる営業形態をいう。）をとる場合は、法第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」の営業許可を取得するよう求める。

(入浴設備の基準)

第5条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）（以下「施行令」という。）第1条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第2号に規定する「近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合」とは、旅館業営業施設から公衆浴場までの距離、移動手段及び移動時間、宿泊者への周知方法、公衆浴場の休場日の対応等から、総合的に判断する。

(清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるか確認を要する範囲)

第6条 法第3条第3項で規定する「おおむね百メートル」は110メートルとする。

(計画の公開)

第7条 環境衛生課は、旅館業を営もうとする者又は既に共同住宅等の部屋で旅館業の許可を取得している場合であって、所在地の変更を伴う客室の増室（第24条に該当する場合を除く。）を行おうとする者に対して、当該旅館業に係る計画（以下「計画」という。）を、次の各号に掲げる方法により当該施設の周辺に居住する者その他の関係者（以下「近隣住民等」という。）に公開し、周知するよう求める。

- (1) 施設の設置場所の公道に面する位置等、近隣住民等が見やすい場所に、その計画の概要を記載した所定の様式による「標識」を設置すること。ただし、保健所長が認める場合は、大きさ及び設置場所等についてこの限りではない。また、共同住宅の部屋で旅館業を営もうとする場合には、前述の標識設置に加えて、当該共同住宅の他の住人に周知できるよう、当該共同住宅の共用場所に、所

定の様式による「標識」を設置すること。

なお、標識の設置期間は、旅館業を営もうとする者にあつては、第13条の規定による事前審査願を提出する日の20日以上前から、第16条に規定する審査済書の交付を受けるまでの間とし、既に共同住宅等の部屋で旅館業の許可を取得している場合であつて、所在地の変更を伴う客室の増室（第24条に該当する場合を除く。）を行おうとする者にあつては、客室の増室を行う日の20日以上前から、新たな許可証の交付を受けるまでの間とする。

- (2) 標識に記載する計画に変更があつた場合には、速やかにその標識の記載を変更すること。
- (3) 近隣住民等から求めがあつた場合は、速やかに説明会を開催し、第13条に規定する事前審査願及び添付書類の内容を公開するよう努めること。

（自主的解決の努力）

第8条 前条の規定に基づく公開を行った結果、近隣住民等から反対意見等が出された場合は、旅館業を営もうとする者と近隣住民等の双方において、誠意をもって自主的な解決を図るよう求める。また、審査済書の交付後であっても、同様に自主的な解決を図るよう求める。

（玄関帳場）

第9条 玄関帳場については、次の各号によるよう求める。

- (1) 施行令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの（以下「玄関帳場に代替する設備」という。）のうち、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を行うためのビデオカメラ等の設備は施設ごとに設置すること。
- (2) 簡易宿所営業の施設にあつては、宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場又はその他当該者の確認を適切に行うことのできる設備を有すること。
- (3) 施設内に玄関帳場を設けない施設または施設内に玄関帳場を設けるが従業員等が常駐しない施設にあつては、次の事項の掲示を施設の主要な入口に行うこと。ただし民泊は除く。

ア 宿泊施設である旨

イ 施設名

ウ 営業者又は施設管理者の氏名（※法人である場合は法人の名称）及び連絡先

エ 許可番号及び許可年月日

- (4) 旅館業施設等に玄関帳場に代替する設備を設ける場合は、次の事項によること。

ア 宿泊者の本人確認や出入り状況の確認を旅館業施設等に設置したビデオカメラ等を使用して行う場合は、常時鮮明な画像により行うこととし、当該画像の確認は本市内で行うこと。また、予め宿泊者に対して、本人確認の方法を周知するとともに、本人確認時に宿泊者が容易にビデオカメラ等の位置が特定でき、宿泊者の顔を正面から確実に確認できるよう、ビデオカメラ等の設置場所や本人確認の方法を明示した案内文書等を施設に掲示すること。

イ 客室の鍵の受渡しは、玄関帳場に代替する設備による宿泊者の本人確認後に行うこと。

ウ 客室の鍵または客室の鍵を保管する設備の開錠に暗証番号を入力する設備を用いる場合は、宿泊者毎に当該設備の暗証番号等を変更する等、安全な宿泊サービスの提供に努めること。

エ 宿泊者の本人確認や鍵の受渡し方法等の宿泊手続きに関する情報を予約サイト等で十分に周知し、宿泊者が施設の選択に必要な情報の提供に努めること。

(民泊への対応)

第10条 民泊の場合は、次の各号のいずれにも該当するよう求める。

- (1) 旅館業を営もうとする者が、申請施設において旅館業を営む権原を有していること。
- (2) 施設の入口等、周辺から見えやすい場所に、次の事項の掲示を行うこと。ただし、共同住宅の場合は、共用玄関入口にも掲示を行うこと。

ア 宿泊施設である旨

イ 施設名

ウ 営業者又は施設管理者の氏名（※法人である場合は法人の名称）及び連絡先

エ 許可番号及び許可年月日

- (3) 周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、宿泊者に対して事前説明を行うこと。

なお、事前説明は、宿泊者が施設の利用にあたって遵守すべき、騒音対策、施設の出入り時に注意すべきこと、廃棄物の取り扱い方法等、近隣居住者の迷惑防止のために必要な事項を含んだものとする。

(関係法令の遵守等)

第11条 旅館業における施設、設備等の管理等については、法、施行令、同法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）（以下「施行規則」という。）及び第12条によることとするほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他各種関係法令を遵守するよう求める。

(旅館業営業施設の衛生管理等)

第12条 旅館業営業施設の施設設備及び衛生に必要な措置の基準は、広島市旅館業法施行条例（以下「条例」という。）、広島市旅館業法施行条例施行規則（以下「市規則」という。）に規定するもののほか、「旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知別添3）」に準拠するよう指導する。

第三章 事前審査

(事前審査願の提出)

第13条 環境衛生課は、旅館業を営もうとする者に対して、許可申請を行う前に事前審査願を提出するよう求める。ただし、次に該当する場合は、事前審査を求めないことができるものとする。

- (1) 現に旅館業営業許可を取得している施設で、営業の種別の変更を行う場合であって、かつ、構造設備の変更が無い又は軽微である場合
- (2) 新たに旅館業営業許可を申請する際に、既存の建築物を使用し、当該建築物に係る構造設備の変更が無い又は軽微である場合であって、かつ、旅館業法施行令第1条第1項第2号の規定及び本要綱第9条の規定に基づく玄関帳場の基準に適合する場合

2 事前審査願を提出する場合は、所定の様式による「事前審査願」に必要書類を添付し、正本1通、副本1通を提出することとする。添付する書類は、第18条に規定する許可申請書の添付書類に所定の様式による「計画公開結果報告書」を加えたものとする。ただし、市規則第2条第5号及び第18条第2号に規定する添付書類のうち登記事項証明書は、その写しとする。

なお、当該施設が建築基準法に基づく建築確認申請を必要とする場合は、建築確認申請を行う前に提出するよう指導する。また、旅館業を営もうとする者に対し、事前審査願の提出前に建築基準法及び消防法等の他法令を所管する部署に事前相談するよう指導する。

(事前審査願の受付)

第14条 原則、受付前に、審査表により形式審査を行い、不備がない場合は、事前審査願の受付を行う。不備事項については、旅館業を営もうとする者に対して補正を求める。受付は、受付印を押し受付整理簿に記帳する。

(事前審査願の審査)

第15条 環境衛生課は、事前審査願の審査を第20条に規定する許可申請の審査に準じて行う。ただし、当該施設の敷地の周囲110m以内に法第3条第3項に規定する施設がある場合は、同条第4項に規定する意見照会を行うこととする。

(審査結果の通知)

第16条 保健所長は、第15条の規定により審査した結果、事前審査願の内容が適正であると認められるときは、旅館業を営もうとする者に対して、「審査済書」とともに副本を交付する。

2 保健所長は、第15条の規定により審査した結果、不備事項について、旅館業を営もうとする者に対して補正を求めても当該者がそれに応じず、事前審査願の内容が適正でない認められる時には、理由を付した書面をもって旅館業を営もうとする者に審査結果が不適合であることを通知する。

(事前審査の再提出等)

第17条 旅館業を営もうとする者が審査済書の交付を受けた計画について第24条(3)に規定する変更を行おうとする場合は、変更後の計画について改めて事前審査願を提出して審査を受けるよう求める。この場合、審査済書の交付を受けた事前審査願について取下願（任意様式）に交付済の審査済書を添えて保健所長へ提出するよう求める。また、審査済書の交付を受けた計画を中止する場合も同様に取下願（任意様式）に交付済の審査済書を添えて保健所長へ提出するよう求める。

第四章 許可申請

(申請書類)

第18条 市規則第2条に規定する所定の申請書は「旅館業営業許可申請書」とする。申請書は、正本1通、副本1通を提出すること。また、同条第6号に規定する保健所長が必要と認める書類は、以下のとおりとする。ただし、営業の種別の変更に伴う申請の場合にあっては、次の第1号ア～カ（オ）に掲げる書類のうち、既に保健所長に提出されているものであって、その内容に変更がないもの限り、その添付を省略することができる。

(1) 全ての施設に必要とする書類

ア 玄関帳場の構造に係る図面又は玄関帳場に代替する設備の機能等に係る書類

イ 求積図及び計算式（敷地面積、建築面積、延べ面積、営業面積、客室床面積及び付帯設備（駐車場、食堂、会議室、宴会場等）の面積の根拠が分かるもの）

ウ 暖房、冷房及び換気の装置を有する場合は、その設置箇所を明示した図面

エ 照明設備の設置箇所を明示した図面

オ 給排水の経路図及び給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合は、その給排水経路の縦断面経路図又は系統図

カ 共同入浴設備を有する場合は、次の書類

（ア）脱衣場及び浴室等の詳細が分かる平面図

（イ）給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面

(ウ) ボイラー、ろ過器、消毒設備、貯湯槽、気泡発生装置及びジェット噴射装置等微小水粒を発生させる設備を有する場合はその構造及び仕様が分かるもの

(エ) 入浴者の守るべき事項を記載したもの

(オ) 入浴設備の維持管理に係る衛生上の管理運営要領

キ 玄関帳場に代替する設備を設ける場合、営業開始後に近隣住民から苦情等があった際は、誠実に対応する旨を記載した所定の様式による「誓約書」

ク 第9条第3号に規定する事項について、施設入り口等へ掲示（または掲示を予定）する書類

ケ 営業の種別の変更に伴う申請であって、添付書類を省略する場合は、既に保健所長に提出した内容から構造設備に変更が無い旨の申立書

コ 申請者（法人であるときはその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等を記載した書類（以下「旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式」という。）

(2) 営もうとする施設が民泊の場合に必要な書類

ア 申請者が申請施設において旅館業を営む権原を有していることが確認できる書類

(ア) 申請者が所有権を有する場合

a 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（写しでも可）

(イ) 申請者が所有権を有さない場合

a 所有権者を証明する不動産登記事項証明書（写しでも可）

b 申請者が当該施設を使用することが可能であることを証明する書類（賃貸借契約の写し書等）

c 申請者が当該施設を使用して、旅館業の許可を受けての行為を行うことを所有権者が承諾していることが確認できる書類（承諾書等）

(ウ) 旅館業を営もうとする施設に係る建物全体が区分所有されている場合（分譲マンション等）

a 当該建物において旅館業の許可を受けての行為を行うことが禁止されていないことが確認できる書類

イ 第10条第2号に規定する事項について、施設の入口等へ掲示（または掲示を予定）する書類

ウ 第10条第3号に規定する事前説明の内容及び方法が確認できる書類

(許可申請書の受付)

第19条 許可申請においては、原則、受付前に審査表により形式審査を行い、不備がない場合は、申請書の受付を行う。不備事項については、申請者に対して補正を求める。受付は、受付印を押し、受付整理簿に記帳する。第13条から第16条に規定する事前審査手続を経ることなく、許可申請が行われようとした場合は、原則、第13条に規定する事前審査願を提出するよう指導する。

2 事前審査手続を経ることなく許可申請が行われた場合は、第7条に規定する計画の公開を行うよう指導し、20日間の計画公開後に許可申請を受理することとする。この場合の添付書類は、第18条に規定する書類に、第13条に規定する所定の様式による「計画公開結果報告書」を加えたものとする。また、この場合において施設の敷地の周囲110メートルの区域内に法第3条第3項各号に掲げる施設がある場合は、同条第4項に規定する意見照会を行うこととする。

(許可申請書の審査)

第20条 環境衛生課は、許可申請書について、審査表により内容審査を行い、不備事項等に対しては、速やかに申請者に対して指導を行い、相当期間を定めて補正を求める。

(施設の検査)

第21条 環境衛生監視員は、施設の検査を実施し、許可申請書の記載事項と相違ないことを確認する。検査の結果、不備事項等が確認された場合は、速やかに指導を行い、相当期間を定めて補正を求める。

(関係法令の遵守状況の確認)

第22条 許可申請時には、第18条に規定する書類に加えて、関係法令の遵守状況の確認のため、以下の書類の提出を求める。ただし、許可申請時に提出できない場合は、後日提出する旨等を記載した誓約書の提出を求める。

なお、営業の種別の変更に伴う申請の場合にあつては、施設の構造設備が既に保健所長へ提出されている内容から変更がない場合は、以下の書類の提出を省略することができる。

- (1) 建築基準法に規定する検査済証の写し又は工事完了届を提出したことが確認できる書類（申請に係る建物が建築確認を要する場合に限る。）
- (2) 消防法令適合通知書の写し

(許可申請審査結果の通知)

第23条 許可申請審査結果の通知については以下のとおりとする。

- (1) 保健所長は、第20条及び第21条の規定により審査及び調査した結果、旅館業の許可を与えることとしたときは、市規則第4条第1項の規定により申請者に「許可証」とともに副本を交付する。
- (2) 保健所長は、第20条及び第21条の規定により審査及び調査した結果、不備事項について、申請者に対して補正を求めてもそれに応じず、許可を与えないこととしたときは、法第3条第5項の規定により、申請者に不許可通知書を交付する。

第五章 その他手続き

(新たな許可を要する場合)

第24条 旅館業を営む者が、以下に示す変更を行おうとするときは、新たに法第3条第1項の許可を要するものとする。

- (1) 営業施設の所在地又は申請者の変更（譲渡、合併、分割又は相続による地位の承継の場合を除く。）
- (2) 営業の種別の変更（下宿営業に変更する場合を除く。）
- (3) 営業施設の構造設備の変更であつて、変更前後の構造設備が同一性を失っていると認められる次のいずれかに該当する場合

ア 営業面積の2分の1を超える増築又は改築を行う場合

イ 以下のいずれかに該当する場合で、変更部分の延床面積が変更前の営業延床面積の2分の1を超える場合又は変更する客室数が変更前の客室総数の3分の2を超える場合

なお、この場合の変更前とは、営業面積及び客室数の増にあつては当初許可時またはこれまでの変更届で認められた最小の営業面積及び客室数のいずれか小さい値を、営業面積及び客室数の減にあつては当初許可時又はこれまでの変更届で認められた最大の営業面積及び客室数のいずれか大きい値を基準とする。

(ア) 営業施設の用途変更

(イ) 客室の区画の変更

(ウ) 客室内の間仕切の変更

(営業者の地位の承継)

第25条 市規則第3条第1項に規定する譲渡による営業者の地位の承継の承認を受けるための所定の申請書は「旅館業営業承継承認申請書（譲渡）」とする。申請書は正本1通、副本1通を提出すること。また、保健所長が必要と認める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 市規則第2条第1号に規定する見取図
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の登記事項証明書（写しでも可）
- (3) 既に保健所長に提出した内容から変更がない旨の申立書
- (4) 旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式

2 市規則第3条第2項に規定する合併又は分割による営業者の地位の承継の承認を受けるための所定の申請書は「旅館業営業承継承認申請書（合併・分割）」とする。申請書は正本1通、副本1通を提出すること。また、保健所長が必要と認める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 市規則第2条第1号に規定する見取図
- (2) 施行規則第2条第2項に規定する定款又は寄附行為の写しにより合併又は分割の事実が確認できない場合は、総会の議事録等の事実が確認できる書類
- (3) 合併又は分割により、既に存在している法人に営業者の地位が承継される場合、その法人の登記事項証明書（写しでも可）及び旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式

3 市規則第3条第3項に規定する相続による営業者の地位の承継の承認を受けるための所定の申請書は「旅館業営業承継承認申請書（相続）」とする。申請書は正本1通、副本1通を提出すること。また、保健所長が必要と認める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 市規則第2条第1号に規定する見取図
- (2) 旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式

なお、施行規則第3条第2項第1号に規定する戸籍謄本とは、相続人を確定するのに必要な内容が記載された戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本とする。

4 市規則第3条第1項から第3項に規定する承継の申請があった場合で、当該施設の敷地の周囲110m以内に法第3条第3項に規定する施設がある場合は、同条第4項に規定する意見照会を行うこととする。

5 市規則第3条第1項から第3項に規定する申請に対して承認することとしたときは、申請者に「旅館業営業承継承認書」を交付することとする。

6 市規則第3条第1項から第3項に規定する申請に対して承認をしないこととしたときは、申請者に旅館業承継不承認通知書を交付することとする。

7 市規則第3条第4項及び同条第6項に規定する保健所長が必要と認める書類は、所定の様式の「旅館業地位承継に伴う許可証交付願」とし、同項の規定により提出された許可証を承認後の内容に書き換え、交付することとする。

8 市規則第3条第5項に規定する保健所長が必要と認める書類は、所定の様式の「旅館業地位承継に伴う許可証交付願」及び合併後存続した法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人に係る以下の書類とし、同項の規定により提出された許可証を承認後の内容に書き換え、交付することとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 登記事項証明書（写しでも可）

(変更の届出)

第26条 市規則第5条に規定する申請書記載事項の変更に伴う所定の届出書は「変更届」とする。添付書類は変更内容に応じた第18条に規定する書類とし、併せて第22条に規定する書類の提出を求める。また、共同住宅等の部屋で旅館業の許可を取得している場合であって、所在地の変更を伴う客室の増室(第24条に該当する場合を除く。)を行う場合は、加えて第13条に規定する所定の様式による「計画公開結果報告書」の提出を求める。なお、変更内容が構造設備に係る場合は、届出書は正本1通、副本1通を提出するよう求める。

2 前項の届出書が許可証を添えて提出された場合には、当該許可証を届出内容に書き換え、交付することとする。

3 営業施設の構造設備の変更で、新たに許可を要しない場合には、第20条に規定する許可申請の審査に準じて審査を行い、第21条に準じて施設の検査を行う。審査及び検査の結果、不備が確認された場合は、不備事項について、営業者に対して補正を求める。

(停止又は廃止の届出)

第27条 市規則第5条に規定する営業の停止若しくは廃止に伴う所定の届出書は「停止届」若しくは「廃止届」とする。

(管理者の設置)

第28条 市規則第7条に規定する管理者の設置、変更又は廃止に伴う所定の届出書は「管理者設置・変更・廃止届」とする。

附 則

1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。ただし、次項については平成30年6月15日から施行する。

2 「旅館業、興行場及び公衆浴場の営業許可事務取扱規定」(平成6年12月27日制定)及び「広島市ラブホテル指導要綱」(平成9年5月9日公示)は廃止する。

3 この要綱は平成30年6月15日以後に旅館業を開始する者について適用し、同日前に営業開始する者については、「旅館業、興行場及び公衆浴場の営業許可事務取扱規定」(平成6年12月27日制定)及び「広島市ラブホテル指導要綱」(平成9年5月9日公示)を適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和５年１２月１３日から施行する。

附 則

この要綱は令和７年９月２日から施行する。